別表三(一)付表一の表中「受取配当等の益金不算入額（(別表八(一)「13」又は「26」)から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）」を「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「5」から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）」に、「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）」を「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」）」に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(三)「９」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)）」を「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(三)「９」若しくは「21」又は別表七(四)「10」）」に、「沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」）」を「沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「15」）又は（別表十(二)「10」）」に、「沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額（別表十(一)「16」又は別表十(二)「11」）」を「沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額（別表十(一)「16」）又は（別表十(二)「11」）」に、「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額（別表十(六)「11」）」を「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額（別表十(六)「12」）」に、「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「13」＋「14」）」を「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「18」＋「20」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号及び第13号を削り、同第四号を同第11号とする。

別表三(一)付表二の表中「通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「11」）　2」を「通算対象所得金額の益金算入額（別表七の二「11」）　2」に、「通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の三「５」）　7」を「通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の二「５」）　7」に、「通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の三「５」）　11」を「通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の二「５」）　11」に、「通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「11」）　14」を「通算対象所得金額の益金算入額（別表七の二「11」）　14」に、「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額（別表八(一)付表「24」）」を「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額（別表八(一)付表二「24」）」に改め、同表の記載要領第11号中「。以下同じ」を削る。

別表三(一)及び別表三(一)の二を次のように改める。